

広東省技術秘密保護条例

1999年3月7日公布・施行

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

広州事務所 知的財産権部編

※ 本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

広東省技術秘密保護条例

(1998年12月31日広東省第9期人民代表大会常務委員会第7回会議採択、1999年3月7日公布、公布日より施行)

第1条 技術秘密の権利者の合法的な権益を保護し、科学技術の研究、開発及びイノベーションに対する社会の積極性を引き出し、科学技術の進歩を促進させることを目的に、「中華人民共和国科学技術進歩法」、「中華人民共和国不正競争防止法」及び関連する法律、法規に基づき、本省の実際状況に照らして、本条例を制定する。

第2条 技術秘密とは、衆知のものでなく、権利者に経済的利益をもたらすことができ、実用性を有しかつ権利者が秘密保持の措置を講じた非特許技術及び非特許技術情報を指す。

秘密保持の措置とは以下を指す。

(1) 技術秘密の権利者が当該技術秘密を知り又は知る可能性のある関連人員と技術秘密保護協議書を締結していること。

(2) 技術秘密の権利者が当該技術秘密の保護要求を関連人員に明確に知らせること。

(3) 技術秘密の権利者が当該技術秘密の保管、使用、移転等の各過程に対して合理的で、有効な管理方法をとっていること。

(4) その他の関連する秘密保護の措置。

第3条 本省の行政区域内の組織及び個人が有する技術秘密の保護については、本条例を適用する。

国の技術秘密に該当し、国の法律、法規に規定がある場合、当該規定に従う。

社会の公共利益を損ない、社会道徳に反する技術秘密は、本条例による保護を受けない。

第4条 各レベルの人民政府科学技術行政部門は同レベルの工商行政管理部門と共に、本条例の実施の取りまとめを担当する。その他の行政部門は各自の職責に従い、協力して技術秘密の保護業務をきちんと行う。

第5条 共同研究開発又は委託研究開発により形成された技術秘密の権益の帰属は当事者が書面において約定した方法によって確定される。約定していない場合、当事者はいずれも当該技術秘密を使用し、譲渡する権利を有する。但し、委託開発における研究開発者は、委託者に技術秘密を引き渡す前に、当該技術秘密を第三者に譲渡してはならない。

第6条 異なる組織又は個人が単独で同一の技術秘密を研究開発した場合、その技術秘密の権益は当該組織又は個人それぞれに帰属する。

第7条 組織は技術秘密の保護制度を確立し、健全化し、技術秘密保護管理機関及び専任、兼任の管理人員を確定し、有効な措置を講じて、本組織の技術秘密を保護しなければならない。

第 8 条 組織はその技術秘密を明示しなければならず、その方法は以下の通りとする。

- (1) 技術資料の保管書類に技術秘密のマークを捺印すること。
- (2) 技術秘密のマークを捺印することのできない模型、サンプル、データ、調査方法、製造工程等については、書面の形式により明示すること。
- (3) その他の明示方法。

第 9 条 技術秘密の権利者は技術秘密の保護規定を厳格に遵守しなければならない。業務取引において技術秘密に関わる必要がある場合は、相手方と技術秘密保護協議書を締結しなければならない。

第 10 条 技術秘密に関わる研究、開発、生産等の場所について、組織は防備措置を講じ、技術秘密の漏洩を防止しなければならない。

第 11 条 組織は労働契約において技術秘密の保護に関する条項を約定することができ、関係当事者と法により技術秘密保護協議書を締結することもできる。

技術秘密の保護期間内において、労働契約が終了した場合、当事者は依然として技術秘密を保護する義務を負う。

第 12 条 技術秘密保護協議書は書面の形式を採用しなければならない。

技術秘密保護協議書の主な内容には以下が含まれる。

- (1) 保護する内容及び範囲。
- (2) 保護期間。
- (3) 双方の権利及び義務。
- (4) 違約責任。
- (5) その他。

第 13 条 組織は技術秘密を知る関連人員と競業制限協議書を締結することができる。

前項にいう競業制限とは、組織と技術秘密を知る人員とが労働関係の解除後一定期間において、競業制限を受ける人員が同種の核心技術製品を生産しかつ競合関係を有するその他の組織に就業してはならず、又は原組織と競合関係を有する同種の核心技術製品の生産・経営に自ら従事してはならないことを約定することを指す。

競業制限の期間は 3 年を超えてはならない。競業制限期間内において、組織は競業制限を受ける人員に対し一定の競業制限補償費を支払わなければならない。

第 14 条 競業制限協議書は、双方が協議により合意し、かつ書面の形式をもって締結しなければならない。

競業制限協議書の主な内容には、以下が含まれる。

- (1) 同種の核心技術製品を生産し、かつ競合関係を有する企業の範囲。
- (2) 競業制限期間。
- (3) 競業制限補償費の金額及び支払方法。
- (4) 違約責任。

第 15 条 職務技術成果を完成させた者は、その完成させた職務技術成果における技

術秘密について保護義務を負う。所属する組織の許可を得ずして、無断で開示し、使用してはならない。

国家公務員が公務を執行し、関連専門家が科学技術成果の鑑定又は技術論証に参加し、技術仲介者が技術仲介活動に従事すること等により、他人の技術秘密を知った場合、技術秘密保護義務を負い、無断で開示し、使用してはならない。

第 16 条 当事者は技術契約書の無効を理由に技術秘密を無断で開示してはならず、無効の技術契約書に従って引き受けた技術資料、サンプル、試作機等は速やかに権利者に返還し、複製品を保留してはならない。

第 17 条 技術秘密が一旦開示されると、従来締結されていた技術秘密保護協議書又は競業制限協議書は直ちに失効する。

第 18 条 すでに開示された資料又は販売された製品について分析、解剖を行うことにより技術を知った場合、技術秘密の侵害行為とはみなされない。

第 19 条 技術秘密の紛争中における関連技術問題について鑑定が必要な場合、省レベル以上の科学技術行政部門が推薦する専門家が鑑定を行わなければならない。

第 20 条 以下の行為のいずれかを有する場合、県レベル以上の工商行政管理部門は違法行為を停止するよう命じ、かつ情状に応じて 1 万元以上 20 万元以下の罰金を科すことができる。

(1) 窃盗、利益誘導、脅迫、又はその他の不正な手段で、技術秘密を獲得した場合。

(2) 前号の手段で獲得した技術秘密を開示し、使用し又は他人に使用を許諾した場合。

(3) 約定に違反し、又は技術秘密保護に関する権利者の要求に違反して、その保有する技術秘密を開示し、使用し又は他人に使用を許諾した場合。

第三者が前項に掲げる違法行為を明白に知り、又は知るはずでありながら、他人の技術秘密を獲得し、使用し又は開示した場合、技術秘密の侵害行為とみなされる。

以上の行為が犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。

第 21 条 他人の技術秘密の権利を侵害した場合、権利侵害者は、技術秘密の権利者の経済的損失を賠償しなければならない。経済的損失の賠償額は当事者間における関連協議書の約定に従って計算される。

当事者間において約定していない場合、以下の方法に従って計算する。

(1) 権利侵害行為により技術秘密が完全には開示されていない場合、損失賠償額は以下の方法のいずれかに従って計算される。

1. 技術秘密の権利者が権利を侵害されたことにより被った実際の損失。

2. 権利侵害者が権利侵害行為により獲得したすべての利益。

(2) 権利侵害行為により技術秘密が完全に開示された場合、損失賠償額は技術秘密の総価値量によって計算されなければならない。技術秘密の総価値量は、国が認可する資産評価機構が評定する。

第 22 条 当事者は競業制限協議書に違反した場合、違約責任を負わなければならない

い。

他人の技術秘密を獲得するために、競業制限を受ける人員を採用する場合、採用する組織又は個人は相応する法的責任を負わなければならない。

第 23 条 技術秘密の譲受人が、譲渡人が他人の技術秘密を侵害したことを知らず、かつ知るはずである合理的な根拠が存在しない場合、違法譲渡人が賠償責任を負う。譲受人は技術秘密の権利者の許可を得た上で、当該技術秘密を引き続き使用することができるが、相応する費用を支払わなければならない。

第 24 条 技術秘密保護協議書により紛争が生じた場合、当事者は協議書における仲裁条項又は事後に締結した書面による仲裁協議に基づき、仲裁機関に仲裁を申し立てることができる。

当事者は技術秘密保護協議書において仲裁条項を設けず、事後も書面による仲裁協議を締結しなかった場合、裁判所に提訴することができる。

第 25 条 科学技術行政部門、工商行政管理部門の法執行人員が職権を濫用し、職務を疎かにし、技術秘密を漏洩した場合、所属する組織は行政処分を与える。犯罪を構成する場合、法に従い刑事責任を追及する。

第 26 条 本条例は公布日より施行する。